

一般財団法人日本的M&A推進財団 第三者承継士®規約

この規約（以下「本規約」という。）は一般財団法人日本的M&A推進財団（以下「当法人」という。）が定める第三者承継士に関する事項を定めたものである。

第1章 総 則

第1条（第三者承継士の使命）

第三者承継士は、手数料を目的に企業を売買するM&Aではなく、経営を通じて実現された雇用・技術・伝統を次世代へと承継するための日本的M&Aを支援し、依頼者の信頼に応えることは当然のこととして、経営者の無限の要求に応えるべくたゆまない研鑽につとめることを使命とする。

第2条（第三者承継士の業務）

第三者承継士は、前条の使命を全うするため、以下の業務を通じて依頼者に寄り添うことを業務とする。なお、弁護士でない第三者承継士は、委任者の代理人として法律行為は行わないものとする。

- (1) 正しい第三者承継のあり方の啓蒙と流布
- (2) 売手企業の出口戦略の事前準備支援
- (3) 買手企業の第三者承継による成長戦略立案支援
- (4) 企業価値評価及び譲渡スキーム設計支援
- (5) 売手・買手双方にふさわしい相手方の探索支援
- (6) 円滑かつ売手・買手双方が納得するクロージングの支援
- (7) 買収監査の支援
- (8) 関係文書の作成支援
- (9) M&A後の企業統合プロセスの支援
- (10) M&A後の売手経営者のセカンドライフの支援
- (11) 企業の出口戦略に関する適切な情報提供の実施
- (12) その他第三者承継士の使命を果たす為に必要な支援

第3条（第三者承継士の資格）

次の各号の一つに該当するものは、第三者承継士となる資格を有する。但し、第8条に定める資格登録を行い第三者承継士として登録をしなければならない。

- (1) 一般財団法人日本的M&A推進財団が実施する、第三者承継士養成講座を受講し、受講後に行われる試験に合格した者

- (2) 当法人の全ての理事の同意により、特別に承認されたもの

第4条（欠格条項）

次の各号の一つに該当するものは、前条の規定にかかわらず、第三者承継士となる資格を有しない。

- (1) 未成年
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 懲戒処分により、第三者承継士の登録を取り消され、その処分が確定した日から三年を経過しないもの

第2章 第三者承継士試験

第5条（受験資格）

次の各号の一つに該当するものは、第三者承継士養成講座を受講し、第三者承継士試験を受けることができる。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁理士、FP技能士となる資格を有するもの
- (2) 税理士、弁護士、公認会計士の業務の補助に従事した期間が通算して3年以上になる者
- (3) 一般財団法人日本的M&A推進財団に登録されたM&Aプランナー資格を取得し、その実務に3年以上従事した者
- (4) 銀行、信託会社、証券会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人において政令で定める貸付そのた資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務に従事した期間が通算して5年以上になる者
- (5) 法人又は事業を営む個人の政令で定める会計に関する事務に従事した期間が通算して5年以上になるもの
- (6) 当法人の理事が推薦する者

第6条（第三者承継士試験の目的）

第三者承継士試験は、第三者承継士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする。

第7条（認定書及び認定期間）

第三者承継士試験に合格したのものには、当法人が定める直前の更新年度の次の更新年度

迄を認定期間とする認定書を授与する。

第3章 登録・更新

第8条（登録）

第三者承継士となる資格を有する者が、第三者承継士となるには、第三者承継士名簿に氏名、生年月日、メールアドレス等、当法人が指定する第三者承継士資格登録の申込フォームに必要事項を入力して送信しなければならない。

第9条（第三者承継士名簿）

第三者承継士の名簿は当法人に備える。

第10条（有効期間）

第三者承継士は認定書に記載した有効期間においてのみ、その資格が有効となる。有効期間は原則2年間とする。

第11条（資格の更新）

第三者承継士は次のいずれかの方法をもって、資格を更新することで2年間資格の更新ができるものとする。

- (1) 有効期間内に当法人が指定する書式にて活動実績報告を行なう
- (2) 有効期間内に当法人が実施する更新試験に合格する
- (3) 当法人の理事会にて認定を受ける

第12条（更新認定書）

資格の更新が行われた第三者承継士には、新たな有効期間が記載された認定書を発行する。

第13条（届出事項の変更）

第三者承継士は、第8条の登録内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人へ届け出るものとする。届出がないために当法人からの通知、送付書類その他のものが延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。但し、届出を行わなかったことについて止むを得ない事情がある場合はこの限りではないものとする。

第14条（資格の喪失）

第三者承継士は、次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 本人の意志で資格を返納した場合

- (2) 資格が更新されなかった場合
- (3) 除名となった場合
- (4) 死亡した場合又は失踪の宣告を受けた場合
- (5) 破産、民事再生又はこれに類する法的手続の開始決定を受けた場合
- (6) 月会費について2か月分相当額の滞納があった場合
- (7) 当法人が解散した場合

第15条（資格の返納）

第三者承継士は、退会届を当法人に提出することで、任意に退会することができる。但し、退会希望月の20日を締日とし、翌月に返納するものとする。退会希望月20日を超えた場合は、翌月まで第18条に定める月会費の支払義務を負うものとする。

第16条（登録の拒否事由）

第三者承継士の信用又は品位を害するおそれがあり、その他第三者承継士の職責に照らし第三者承継士としての適格性を欠くと当法人の理事会にて判断されたものは、第三者承継士の登録をうけることができない。

第4章 第三者承継士の権利義務

第17条（第三者承継士の権利）

- 1 第三者承継士に登録した者は、自ら当法人に情報提供を行った対象事業者又は当法人が指定する対象事業者について、第2条に定める業務を担当することができる。
- 2 第三者承継士は以下の特典を享受できるものとする。
 - (1) 「第三者承継士®」名称の利用
 - (2) 当法人に依頼された第三者承継支援への任命
 - (3) 当法人が提供する第三者承継実務ツールの利用
 - (4) 第19条に定めるプラチナクラスの第三者承継士からの業務サポート
 - (5) 本部事務局への実務相談
 - (6) 勉強会支援（セミナー講師派遣、資料、ツール、事例の提供）
 - (7) メルマガ等による情報提供
 - (8) 案件情報の提供
 - (9) 表明保証保険
 - (10) その他第三者承継士が目的を達成するために必要となる支援
- 3 当法人は、任意に前項の特典の内容変更又は提供中止をすることができる。

第18条（会費）

- 1 第三者承継士は登録時に登録料として1万円（税別）を支払う。
- 2 第三者承継士は月会費として5千円（税別）を支払う。
- 3 月会費の支払日は当法人が指定する日とし、クレジットカード払い又は口座振替の方法によるものとする。

第19条（第三者承継士のクラス）

- 1 第三者承継士は、経験等に応じ、以下の階級に区分されるものとする。
 - (1) ブロンズクラス
第三者承継士養成講座を受講し、第三者承継士に登録した者
 - (2) シルバークラス
3件以上FA契約又は仲介契約を締結した実績がある第三者承継士
 - (3) ゴールドクラス
1件以上の成約実績を有する第三者承継士
 - (4) プラチナクラス
3件以上の成約実績を有すると共に、第三者承継士の業務支援が可能と理事会が承認した第三者承継士
- 2 成約実績は当法人の指定する書式にて報告された実績に基づき判断する。
- 3 第三者承継士のクラスは当法人にて管理する。

第20条（業務支援）

ブロンズクラス、シルバークラスの資格者が第三者承継支援を遂行するときは、当法人が指定するプラチナクラスの第三者承継士の支援を受けるものとする。

第21条（プラットフォーム利用料）

第三者承継士が当法人のプラットフォーム（案件掲載サイトや書式集、表明保証保険等の提供サービスを含む）を利用して成約報酬を受領したときは、30万円を上限としてその報酬の10%（税別）をプラットフォーム利用料として当法人に支払うものとする。

第22条（案件紹介料）

- 1 第三者承継士は紹介者から紹介された案件を支援し、報酬を受領したときは第25条に定める成約報酬基準額の20%相当額（税別）を案件紹介者に案件紹介料として支払うものとする。
- 2 前項の案件紹介料は本部事務局が第三者承継士より預かり、本部事務局より紹介者に支払うことを原則とする。

第23条 (案件支援料)

第20条に従って支援を受けた第三者承継士が成約報酬を受領したときは、支援を受けた第三者承継士のクラスに応じて支援を行ったプラチナクラスの第三者承継士に第25条に定める成約報酬基準額に基づき按分した案件支援料を支払うものとする。

支援を受けた 第三者承継士		支援を行った プラチナクラスの 第三者承継士
ブロンズ	40%	60%
シルバー	70%	30%

第24条 (資格を喪失した場合の権利義務)

- 1 資格喪失日以降、第三者承継士の名称を使用してはならない
- 2 資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、資格を喪失しても、当該第三者承継士は、未履行の義務を免れることはできないものとする。

第5章 成約報酬基準額

第25条 (成約報酬基準額)

当法人が定める成約報酬基準は、下表の通り、譲渡対価に従って決定されるレーマン方式とする。但し、基準額を下回る成約報酬とする場合及び第三者承継士がゴールドクラス又はプラチナクラスの場合で基準額より高額の設定とする場合は、依頼者に説明の上、FA契約書（仲介の場合は仲介契約書）に明示することで任意に定めることができる。

譲渡対価の額	成約報酬 (別途消費税)
1億円以下の部分	300万円
1億円超10億円以下の部分	3%
10億円超の部分	1%

※譲渡対価の額には、案件提携に際して、企業が使用する株主所有の不動産が譲渡される場合のその額、役員に支払われる退職金の額など、実質的に本件提携に係る譲渡対価であると譲受企業が合理的に認めた額を含む。

第6章 第三者承継士の責任

第26条（懲戒の種類）

第三者承継士に対する懲戒処分は以下の三種とする。

- (1) 戒告
- (2) 一年以内の第三者承継士業務の停止
- (3) 登録の取消

第27条（懲戒）

第三者承継士が、故意に第三者承継士の使命に違反する行為をしたときは、当法人の理事全員の同意により、一年以内の第三者承継士業務の停止又は登録の取消の処分をすることができる。

- 2 第三者承継士が、相当の注意を怠り、前項の行為をしたときは、当法人の理事全員の同意により、戒告又は一年以内の第三者承継士業務の停止処分をすることができる。

第28条（懲戒処分の公告）

前条の規定による戒告又は第三者承継士業務の停止処分、登録の取消が確定したときは、遅滞なくその旨を当法人のホームページをもって公表しなければならない。

第7章 一般事項

第29条（法令等遵守）

弁護士、税理士その他の国家資格者が第三者承継士として業務を行う場合の権利義務については、当該国家資格に係る法令及び職務規程等（以下「法令等」という。）が本規約に優先し、法令等を遵守するものとし、法令等に違反する報酬等の分配その他の行為は一切禁止する。

第30条（秘密保持）

- 1 第三者承継士と当法人は、第三者承継士が関与するM&Aに関して一方が情報提供者、一方が情報受領者となって共有する一切の情報（以下「秘密情報」という）を情報提供者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。但し、以下の情報は除くものとする。
 - (1) 入手以前に、既に公知であった情報
 - (2) 入手以前に、既に保有していた情報
 - (3) 入手後に、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

- (4) 入手後に、当該情報について正当な開示権限を有する者から開示された情報
 - (5) 秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- 2 第三者承継士及び当法人は、以下の場合は秘密情報を開示することができる。
 - (1) 管轄権を有する裁判所又は権限を有する政府機関の効力を有する命令によって、法律上開示する必要がある場合
 - (2) 金融商品取引所若しくは日本証券業協会の要請若しくはそれらの規則による場合
 - (3) 受領当事者の監査のために必要な場合にはその限度
 - 3 第三者承継士又は当法人が第三者に秘密情報を開示した場合、情報を開示した当事者は、当該第三者に本条に定める受領当事者の義務を遵守させなければならず、当該第三者の義務違反について情報提供者に対する責任を負うものとする。
 - 4 情報受領者に対して提供した情報及び資料（その写しを含む）の返還を情報提供者が求めた場合、当該情報受領者は速やかに当該情報及び資料（その写しを含む）を情報提供者に返還するものとし、これらに基づいて作成された情報及び資料（受領した情報及び資料並びにそれらの複製物の上に書き込みがなされたものを含む）については、情報提供者の同意を得てこれを破棄する。性質上返却及び破棄になじまない情報及び資料については、情報提供者の同意を得て消去その他の方法で再利用できないようにするものとする。但し、情報受領者の内部管理目的のため、情報及び資料を保管する場合はこの限りではない。
 - 5 本条の秘密保持義務については、第三者承継士はその資格喪失後も5年間有効とする。

第31条（個人情報の取扱）

当法人は、第三者承継士が届け出た登録情報（住所、電話番号、電子メールアドレス等）及び第三者承継士が当法人に提供した個人情報については、別途提示する個人情報の取扱方法及び目的に基づき使用を行うものとする。

第32条（インターネット等による申込等）

第三者承継士は、当法人が定める所定のサービス及び特典等の申込み、当法人への問合せ等をインターネット等によって行うことができるものとする。

第33条（変更）

当法人は、本規約その他当法人が定める規約の内容を資格者個別の承諾を得ることなく変更できるものとする。変更後の規約は、当法人が定める時期より効力が生じるものとする。

第34条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とする。

第35条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本会員規約は2025年4月1日より施行する。

一般財団法人日本的M&A推進財団

代表理事 白川 正芳